

新型コロナウイルス感染症対策本部より

市民の皆さまへ

例年であれば、角館の桜が満開になり、ミズバショウやカタクリが咲き誇り、春の息吹が満ちあふれる季節を迎えているところですが、世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症の驚異の前に、仙北市の日常も大きな影響を受けています。

仙北市では、2月28日から対策部を設置して対応に当たってきましたが、4月6日、「仙北市新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、仙北警察署、角館消防署にも入っていただき、市内外の感染症拡大防止対策に取り組んでおり、各種イベントの中止、公共施設の休館・休止をはじめ日常の安全対策や不要不急の往来の自粛、集団感染の要因となる「密閉」「密集」「密接」の3条件が重なる場所を避けることなどについて、仙北市ホームページや安全安心メールで市民の皆さまにお願いしてきました。

その後、国の緊急事態宣言が全国に拡大したことや秋田県においても、民間の事業者を含む幅広い業種の施設に対し休業を要請するなど、日々状況が変化しています。

これまで、紙媒体での情報提供が少ないとのご指摘もあり、この緊急広報では、国、県、そして市の新型コロナウイルス感染症対策関連の現状を市民の皆さまにお知らせし、当面の対策についてご理解いただくとともに、少しでもこれからの生活に役立てていただければと思います。発行するものです。また、それぞれの分野において、問い合わせ先を明示していますので、不明な点や心配なことがありましたら遠慮なくお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※今後は、新型コロナウイルス感染症対策についての情報を随時お届けします。

1 感染症拡大防止のためにできること

【問合せ】総合防災課 ☎ 43-1115 / FAX 43-1300

新型コロナウイルス感染症の危機を一刻も早く終息するために、以下の点に留意されるようご協力ください（詳しくは「広報せんぼく」5月1日号2ページをご覧ください）。

- 1 不要不急の外出はしない
- 2 県外からの帰省・訪問を控えてもらう
- 3 人との接触を最小限に
- 4 こまめな手洗いをを行い、咳エチケットを守る
- 5 いきなり医療機関に行かない

2 感染が疑われる場合に家庭で注意する8つのポイント

【問合せ】総合防災課 ☎ 43-1115

- 1 部屋を分けましょう
 - ・個室にしましょう。
 - ・ご本人はできるだけ部屋から出ないようにしましょう。
- 2 感染者のお世話はできるだけ限られた方で
 - ・持病のある方、免疫の低下した方、妊婦の方などがお世話をするのは避けてください。
- 3 マスクをつけましょう
 - ・使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
 - ・マスクの表面にはふれないようにしてください。
 - ・マスクを外した後は必ず石けんで手を洗いましょう。
- 4 こまめに手を洗いましょう
 - ・こまめに石けんで手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。
- 5 定期的に換気をしましょう
- 6 手でふれる共有部分を消毒しましょう
 - ・共有部分（ドアノブ、手すりなど）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
 - ・トイレや洗面所は、通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
 - ・洗浄前のものを共有しないようにしてください。
- 7 汚れた衣服、寝具を洗濯しましょう
 - ・体液で汚れた衣服、寝具を取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
- 8 ごみは密閉して捨てましょう
 - ・鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。

3 休館・休止している施設一覧

【問合せ】各問合せ先にお問い合わせください。

観光施設

▼ 5月10日(日)まで休館・休止

田沢湖クニマス未来館	企画政策課 ☎ 43-1112
思い出の淵分校	
森と遺跡の展示室	文化財課 ☎ 43-3384
角館伝統的建造物群保存地区管理事務所	
旧石黒(恵)家	
武家屋敷(市管理施設：岩橋家、河原田家、小田野家、松本家)	
角館町平福記念美術館	角館町平福記念美術館 ☎ 54-3888
角館樺細工伝承館	角館樺細工伝承館 ☎ 54-1700

▼ 5月11日(月)まで休館

むらっこ物産館	農業振興課 ☎ 43-2206
新潮社記念文学館	新潮社記念文学館 ☎ 43-3333

文化・交流施設

▼ 5月6日(水)まで休館・休止

仙北市民会館	仙北市民会館 ☎ 43-3143
田沢湖図書館	田沢湖図書館 ☎ 43-1307
田沢湖総合開発センター	田沢湖公民館 ☎ 43-1061
田沢交流センター	田沢出張所 ☎ 43-1351
神代就業改善センター	農業振興課 ☎ 43-2206
西長野交流センター	角館地域センター ☎ 43-3309
白岩集落センター	
中川集落センター	
雲沢集落センター	角館地域センター ☎ 43-3309
桧木内地区公民館	
紙風船館	上桧木内出張所 ☎ 49-2159
西木公民館	西木公民館 ☎ 47-3100

▼ 5月6日(水)まで利用制限

西木総合開発センター	西木地域センター ☎ 43-2200
------------	--------------------

▼ 5月10日(日)まで休館・休止

総合情報センター	総合情報センター ☎ 43-3339
角館公民館・小野崎家	角館公民館 ☎ 54-1110
角館東地区公民館	
角館東地区体育館	

▼ 5月11日(月)まで休館

学習資料館	学習資料館 ☎ 43-3333
-------	-----------------

体育施設

▼ 5月6日(水)まで休館・休止

田沢市民体育館	田沢出張所 ☎ 43-1351
田沢交流センター体育館	
生保内公園(野球場、テニスコート、サブ広場)	田沢湖地域センター ☎ 43-1147
生保内市民体育館	
生保内武道館	
神代市民体育館	神代出張所 ☎ 43-1352
神代武道館	
雲然トレーニングセンター	角館地域センター ☎ 43-3309
西長野交流センター体育館	
旧中川小学校体育館	
中川コミュニティ広場	
白岩コミュニティ運動広場	スポーツ振興課 ☎ 43-3390
雲然野球場	
落合運動公園(野球場、ゲートボール場)	
玉川河川公園(多目的運動広場)	保健課 ☎ 55-1112
西木林業者等健康増進施設(グリオン隣・体育館)	
西明寺野球場	西木公民館 ☎ 47-3100
西木総合健康増進センター(吉田体育館、吉田野球場)	桧木内出張所 ☎ 48-2001
旧上桧木内小学校体育館	上桧木内出張所 ☎ 49-2159

▼ 5月10日(日)まで休館

角館武道館	角館公民館 ☎ 54-1110
-------	-----------------

保健・福祉施設

▼ 5月6日(水)まで利用制限

田沢湖健康増進センター	保健課 ☎ 55-1112
田沢湖保健センター	
健康管理センター	
西木保健センター	
多世代交流施設 山鳩館	長寿支援課 ☎ 43-2281

▼ 5月6日(水)まで休館

角館児童館	子育て推進課 ☎ 43-2280
-------	------------------

▼ 当面の間、面会禁止

介護老人保健施設 にしき園	にしき園 ☎ 47-3211
---------------	----------------

土・日・祝日は、下記の問合せ先にご連絡ください(日直が対応します)。

- ・田沢湖地域センター ☎ 43-1147
- ・角館地域センター ☎ 43-3309
- ・西木地域センター ☎ 43-2200

指定管理施設

▼ 5月6日(水)まで休館・休止

東風の湯	保健課 ☎ 55-1112
勤労青少年ホーム・外ノ山 テニスコート	生涯学習課 ☎ 43-3383
角館交流センター	
活性化施設 (かたくり館) ※トイレは開設	農林整備課 ☎ 43-2207

※花葉館 (☎ 55-5888) とクリオン (☎ 47-2010) については、日帰り入浴とレストランはお休みです。

▼ 5月11日(月)まで休館・休止

田沢湖キャンプ場	
縄文の森交流広場	観光課 ☎ 43-3352
自然ふれあい温泉館 (アルパこまくさ)	
都市農村交流施設 (ハートハーブ)	ハートハーブ ☎ 43-2424
下延コミュニティセンター・ 下延農村公園	角館地域センター ☎ 43-3309
八割コミュニティセンター	
外町交流広場	
角館中心市街地活性化支援 センター	商工課 ☎ 43-3351
角館西宮家	
かたまえ山森林公園等	かたまえ山森林公園 ☎ 43-2990

※各集落会館などでの密集する状況になる集会や会合などは、自粛くださいますようお願いいたします。

4

休業要請と協力金について

【問合せ】秋田県コールセンター ☎ 018-860-5071

秋田県全域を対象に5月6日まで休業や営業時間の短縮の要請が出されました。

また、休業要請に応じた事業者へ1事業者につき協力金30万円(上限60万円)を支給します。

▶ 休業を要請する施設

遊興施設、運動施設、遊技施設、劇場、集会場、展示場、大学・専修学校、学習塾やその他の学習支援施設、ホテル、旅館、休憩施設、商業施設(生活必需物資の小売関係など以外の店舗・生活必需サービス以外のサービスを営む店舗)など

▶ 営業時間の短縮などを要請する施設

・食事提供施設(飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店)
※営業時間の短縮を要請(5時~20時)、酒類の提供については、19時までとするように要請(宅配、テイクアウトを除く)

▶ 協力金制度

秋田県の休業要請に応じた事業者に30万円が支給されます。コールセンターが開設されていますのでご相談ください。

- ・支給金額 30万円(2施設以上ある事業者は60万円)
- ・申請方法 専用ウェブサイトからの電子申請か郵送が原則
- ・受付期間 5月7日(木)~6月15日(月)

5 子育て支援について

【問合せ】子育て推進課 ☎ 43-2280 / FAX 47-2116

▶ 子育て・家庭相談の対応

学校休校期間・保護者の就労自粛期間中など、子どもと家族が過ごす時間が増えることによる「コロナストレス」の影響が心配されます。

子どもとの家庭での過ごし方・家庭内不和・密室育児など、不安や心配に対する対処法について、児童相談担当・保健師が電話・メール(kosodatesuishin@city.semboku.akita.jp)で相談をお受けします。

▶ 放課後児童クラブの開設

小学校の臨時休校にあわせて、就労などの事情でどうしてもご家庭で過ごすことが困難な児童を対象に、5月2日(土)まで緊急の放課後児童クラブを各学校の協力のもとに開設しています。

6 小学校・中学校の対応について

【問合せ】教育総務課 ☎ 43-3381 / FAX 54-1727

仙北市では、児童生徒の健康と安全を第一に考慮し、市内すべての小・中学校を5月6日(水)まで臨時休業としています。臨時休業期間中は部活動、スポ少の活動をすべて休止しています。

▶ 保育園などの対応

市内保育園などの対応については、これまでどおり開園していく方針ですが、県内で感染拡大している状況を踏まえ、ご家庭において保育が可能な場合は、できるだけ登園を控えていただくように、保護者の皆さまに自粛要請へのご協力をお願いします。ただし、勤務などの都合により、ご家庭での保育が困難な場合については、この限りではありません。

また、今後の状況によっては、開園の規模縮小なども考えられますので、感染拡大防止に向けた意識をより一層高めていただくとともに、子どもの健康管理には最大限ご留意いただくように、各ご家庭の皆さまにお願いします。

教職員などは通常どおり勤務し、各家庭との連絡が取れる体制です。

また、休業中に児童生徒が不特定多数の観光客などと接触しないよう、登校日は設定していません。

7 経済支援対策について

【問合せ】各問合せ先にお問い合わせください。

事業者の皆さまを支援する融資制度や助成金制度です。要件などを抜粋し記載していますので、詳しくは問合せ先にご相談ください。

▶ 新型コロナウイルス感染症特別貸付枠・特別利子補給制度（無利子・無担保融資） 融資

【補正予算の成立を前提としており、制度の詳細については検討中です。事業内容が変更になる場合もあります】

- ・対象 直近1か月の売上高が前年または前々年の同時期に比べて5%以上減少した方
- ・融資限度額（別枠） 中小企業者：3億円／小規模事業者・個人事業者など：6,000万円
- ・金利 当初3年間 基準金利 -0.9%
4年目以降は基準金利
- ・その他 要件を満たす方は、当初3年間は利子補給制度があります。

【問合せ】 日本政策金融公庫秋田支店
☎ 018-832-5641

▶ 雇用調整助成金の特例制度 助成金

- ・内容 休業手当、賃金などの一部を助成します
- ・対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- ・助成率 大企業：3分の2／中小企業：5分の4

【問合せ】 ハローワーク角館 ☎ 54-2434

▶ 持続化給付金 助成金

【補正予算の成立を前提としており、制度の詳細については検討中です。事業内容が変更になる場合もあります】

- ・対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者など、その他各種法人などで、売り上げが前年同月比で減少している方
- ・限度額 法人：200万円／個人事業者など：100万円

【問合せ】 中小企業 金融・給付金相談窓口
☎ 0570-783183

▶ 秋田県経営安定資金危機関連枠 融資

- ・対象 中小企業者
- ・融資限度額（別枠） 5,000万円
- ・金利 1.15%
- ・危機関連保証認定企業へ、年率1.0%を超える利率分を市が10年間負担
- ・保証料の負担はなし

【問合せ】（制度について）仙北市商工課 ☎ 43-3351
（手続きについて）秋田県信用保証協会
☎ 018-863-9011

▶ 仙北市経済対策資金 融資

- ・対象 中小企業者、小規模事業者、個人など
- ・融資限度額（別枠） 2,000万円
- ・金利 1.75%または1.55%
- ・年率1.0%を超える利率分を市が10年間負担
- ・保証料の負担はなし

【問合せ】（制度について）仙北市商工課 ☎ 43-3351
（手続きについて）仙北市商工会
角館本所 ☎ 54-2304 田沢湖支所 ☎ 43-0372
西木出張所 ☎ 47-2130

8 特別定額給付金の手続きについて

【問合せ】総務課 ☎ 43-1111 / FAX 43-1300

特別定額給付金として、一律に一人10万円を給付する制度を実施することになりました。申請書は、5月11日(月)以降、3日間にわたり各世帯主あてで順次郵送します。申請は、感染症拡大防止のためできるだけ返信用封筒での郵送をお願いします。

▼ 申請に必要な書類

- ①世帯主（申請者）の本人確認ができるもの
（例）免許証、保険証、年金証書などの写し
- ②世帯主（申請者）の振込口座情報のわかる部分の写し

●会計年度任用職員（パート）を募集中です。応募期限は5月13日(水)までです。ハローワーク角館（☎ 54-2434）または総務課までお問い合わせください。



「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐欺にご注意ください！

- ・市区町村や総務省などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・「特別定額給付金」の給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

新型コロナウイルス関係全体の相談窓口 仙北市総合防災課 ☎ 43-1115

特別定額給付金の相談窓口 仙北市総務課 ☎ 43-1111